

外国人介護人材受入施設環境整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、介護業務に従事する外国人介護人材の円滑な就労・定着を図るため、外国人介護人材受入施設環境整備事業実施要領（令和2年3月23日伺定。以下、「実施要領」という。）に基づき、外国人介護人材を受入れる（予定を含む）大分県又は県内市町村の指定を受けて介護保険法に基づくサービスを提供する事業者が事業を実施するのに要する経費に対し、予算の定めるところより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率)

第2条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助率は別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 誓約書（別紙）
- (4) 外国人介護職員の雇用契約書又は雇用予定であることを証明する書面
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

3 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、事業実施主体について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

(補助条件)

第4条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
 - (4) 補助金の交付目的に反して使用しないこと。
 - (5) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
 - (6) 第3条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第9条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
 - (7) 第3条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第10条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第5号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
 - (8) 事業の実施主体は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならない。
 - (9) その他規則、実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。
- 2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。
- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更
 - (2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減

（補助金の交付決定の通知）

第5条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（第6号様式）により行うものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第6条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

（補助金の交付方法）

第7条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

（補助金の交付請求）

第8条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書（第8号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（第9号様式）
- (2) 収支精算書（第10号様式）
- (3) 領収書又は請求書の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第10条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書（第11号様式）により行うものとする。

(書類の提出部数等)

第11条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和2年度の予算に係る外国人介護人材受入施設環境整備事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度の予算に係る外国人介護人材受入施設環境整備事業費補助金から適用する。

別表

補助対象事業	事業実施主体	補 助 対 象 経 費	補 助 率
外国人介護人材 受入施設環境整 備事業	大分県又は県 内市町村の指 定を受けて介 護保険法に基 づくサービス を提供する事 業者であって 外国人介護人 材を受け入れ る（予定を含 む）もの	次に掲げる取組に要する経費 （１）外国人介護職員とのコミュニケー ションを促進する取組 ・雇用予定の外国人材が母国を出国す る前に雇用予定先の介護施設等とオン ラインによる通話を行うために必要な 経費 ・介護業務マニュアル（介護の手順、介 護用語の統一化等）の作成に必要な経費 ・介護業務マニュアルの翻訳に必要な 経費 ・多言語翻訳機の購入又はリースに必 要な経費 ・外国人介護職員の日本語学習の支援 （日本語講師による教育等）に必要な経 費 ・異文化理解の教育・研修を受講するた めに必要な経費 ・介護技能実習評価者養成講習を受講 するために必要な経費 ・その他外国人とのコミュニケーショ ンの促進に必要な経費 （２）外国人介護職員の介護福祉士の資 格取得に必要な取組 ・外国人介護職員を対象に資格取得を 目指すために必要な教材の購入、外部講 習等への参加、日本語講師による教育に 必要な経費 ・その他外国人介護職員が介護福祉士 の資格取得に必要な経費 報償費、旅費、需用費（消耗品費、印 刷製本費、教材費）、役務費（通信運搬 費、手数料、保険料、通訳料、翻訳料）、 使用料及び賃借料、委託料、入学金、受 講料、備品購入費、その他知事が必要と 認める経費	２／３以内 ただし、１事業所 あたり２００千円 を限度とする。

第1号様式（第3条関係）

年度外国人介護人材受入施設環境整備事業費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

大分県知事

殿

住 所
施設名
代表者

年度において、下記のとおり外国人介護人材受入施設環境整備事業を実施
したいので、補助金 円を交付されるよう、外国人介護人材受入施設環
境整備事業費補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の目的

2 補助事業の完了予定年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 誓約書（別紙）
- (4) 外国人介護職員の雇用契約書又は雇用予定であることを証明する書面
- (5) その他知事が必要と認める書類

別紙

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自己の役員等が、次の各号のいずれにも該当しません。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分県知事 殿

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所

(ふりがな)

氏 名

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日 (男・女)

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

第2号様式（第3条関係）

事業計画書

1 事業の日程及び事業の内容

事業名	事業日程	事業の内容

2 事業に要する経費

(単位:円)

事業名	補助対象経費	経費の内訳

第3号様式（第3条関係）

收支予算書

1 收入

(単位：円)

項目	予算額	備考
県補助額		
補助事業者負担額		
寄付金その他の収入額		
合計		

2 支出

(単位：円)

項目	予算額	備考、積算内容
合計		

第4号様式（第4条関係）

年度外国人介護人材受入施設環境整備事業変更承認申請書

第 号
年 月 日

大分県知事

殿

住 所
施設名
代表者

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年
度外国人介護人材受入施設環境整備事業について、下記のとおり変更したいので承認
されるよう、外国人介護人材受入施設環境整備事業費補助金交付要綱第4条第1項第
1号の規定により申請します。

記

1 変更の理由

（備考）

以下、第1号様式の記の2以下に準じて作成するものとし、変更前と変更後が比較
対照できるよう変更部分を二段書きにし、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

第 5 号様式（第 4 条関係）

年度外国人介護人材受入施設環境整備事業費補助金
に係る消費税等仕入控除税額確定報告書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所
施設名
代表者

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年
度外国人介護人材受入施設環境整備事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定
したので、外国人介護人材受入施設環境整備事業費補助金交付要綱第 4 条第 1 項第 7
号の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---------------------------------------|-----|
| 1 | 補助金の額の確定額
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 円 |
| 2 | 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額 | 金 円 |
| 3 | 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額 | 金 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 (3 - 2) | 金 円 |

注 1 別紙を添付すること。
2 その他参考となる書類
消費税確定申告書の写し及びその添付書類（補助金に係るもの）を添付す
ること。

別紙

年度外国人介護人材受入施設環境整備事業費補助金
に係る消費税等仕入控除税額集計表

仕入に係る消費税額 及び地方消費税額 (A)	補 助 率 (B)	仕入に係る消費税等 仕入控除税額 (A × B)	備 考
円		円	

- (注) 1 「仕入に係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 2 「仕入に係る消費税等仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

第6号様式（第5条関係）

年度外国人介護人材受入施設環境整備事業費
補助金交付決定通知書

第 年 月 日 号

殿

大分県知事

印

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった 年
度外国人介護人材受入施設環境整備事業費補助金については、下記のとおり交付する
ことに決定したので、外国人介護人材受入施設環境整備事業費補助金交付要綱第5条
の規定により通知します。

記

- 1 補助対象経費 金 円
- 2 補助金の交付決定額 金 円
- 3 補助条件
 - (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）
をする場合は、補助事業変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、その
承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となっ
た場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
 - (4) 補助金の交付目的に反して使用しないこと。
 - (5) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）
出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は補助事業が完了した日の属
する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
 - (6) 第3条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、
第9条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控
除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
 - (7) 第3条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、
第10条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の
申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金
額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金
額）に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第5号様式）により速やかに知
事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
 - (8) 事業の実施主体は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する
法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならない。
 - (9) その他、大分県補助金等交付規則、外国人介護人材受入施設環境整備事業実
施要領及び外国人介護人材受入施設環境整備事業費補助金交付要綱の定めに従
うこと。
 - (10) 大分県補助金等交付規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微
な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。
ア 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更
イ 補助対象経費の20パーセント以内の増減

第7号様式（第8条関係）

年度外国人介護人材受入施設環境整備事業費補助金交付請求書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所
施設名
代表者

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年
度外国人介護人材受入施設環境整備事業費補助金 円を精算払（概算払）
の方法により交付されるよう、外国人介護人材受入施設環境整備事業費補助金交付要
綱第8条の規定により請求します。

記

補助金交付 決 定 額	既受領額	今回請求額	残 額	事業完了予定 （完了）年月日	備 考
円	円	円	円		

（振込口座）

金融機関名：

支 店 名：

口 座 種 別：（普通・総合）

口 座 番 号：

口座名義人：

ヨミ：（ ）

第 8 号様式（第 9 条関係）

年度外国人介護人材受入施設環境整備事業実績報告書

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住 所
施設名
代表者

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年
度外国人介護人材受入施設環境整備事業について、下記のとおり実施したので、外国
人介護人材受入施設環境整備事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により、その実績を
関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の効果

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業実績書（第 9 号様式）
- (2) 収支精算書（第 10 号様式）
- (3) 領収書又は請求書の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

第 9 号様式（第 9 条関係）

事 業 実 績 書

1 事業の日程及び事業の内容

事業名	事業日程	事 業 の 内 容

2 事業に要した経費 (単位:円)

事業名	補助対象経費	経 費 の 内 訳

第 1 0 号様式（第 9 条関係）

収 支 精 算 書

1 収 入 (単位：円)

項目	精算額	予算額	増減	備考
県補助額				
補助事業者 負担額				
寄付金その他の 収入額				
合計				

2 支 出 (単位：円)

項目	精算額	予算額	増減	備考
合計				

第 1 1 号様式（第 1 0 条関係）

年度外国人介護人材受入施設環境整備
事業費補助金の額の確定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事 印

年 月 日付け 第 号で提出のあった 年度外
国人介護人材受入施設環境整備事業実績報告書に基づき、 年 月 日付
け 第 号による交付決定通知に係る補助金の額 円
については、金 円に確定したので、外国人介護人材受入施設環境
整備事業費補助金交付要綱第 1 0 条の規定により通知します。